

## 中部運輸局優良事業者等表彰規則

制定：平成14年 3月19日	中運達第 9号
改正：平成16年 8月 2日	中運達第 2号
改正：平成17年 3月14日	中運達第 7号
改正：平成19年 6月19日	中運達第 2号
改正：平成21年 3月17日	中運達第14号
改正：平成23年 9月27日	中運達第10号
改正：平成26年 5月 9日	中運達第 1号
改正：平成29年 3月30日	中運達第17号
改正：令和 3年 4月27日	中運達第 2号
改正：令和 3年10月14日	中運達第 7号

中部運輸局優良事業者等表彰規則を次のように定める。

第1条 中部運輸局（以下「運輸局」という。）管内における運輸局の所管に係わる事業者等の表彰については、国土交通省表彰規則（平成13年1月6日 国土交通省訓令第53号）の定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

第2条 表彰は、中部運輸局長が表彰状又は感謝状を授与して行うこととする。

2 表彰は、副賞を添えて行うことができるものとする。

第3条 表彰する事業等の範囲は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 鉄道関係事業（鉄道事業（軌道事業を含む）、索道事業、鉄道車両工業、信号保安工業等。但し、新幹線事業を除く。）
- (2) 自動車関係事業（旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業（以下「自動車運送事業」という。）、自動車整備事業、自動車販売事業等）
- (3) 観光関係事業（ホテル業、旅館業、旅行業等）
- (4) 海事関係事業（海上運送事業、内航海運業、港湾運送事業、倉庫業、造船事業、船用工業、モーターボート競走事業等）
- (5) 前各号の事業に関する団体の事業その他交通運輸・観光事業の発達改善を目的とする団体の事業又は活動

第4条 表彰は、前条各号の事業を行う事業者若しくはその構成する業界団体又はその他の関係団体（以下「事業者等」という。）であって、次の各号ごとに掲げる要件のいずれかに該当するものに対して行う。

(1) 安全又は防災対策への貢献

イ 鉄道事業、索道事業、自動車運送事業、海上運送事業又は内航海運業にあつては、別表第1から別表第4に定める所定期間内において運転事故、海難事故等が皆無であること。

この場合において、「運転事故」「海難事故」とは、次の事故であつて、当該事業者の責任に帰すべきものをいう。

- ① 鉄道事業にあつては、運輸局管内において発生した事故で、鉄道事故等報告規則第3条第1項及び軌道事故等報告規則第1条第1項の運転事故に該当するもの
- ② 索道事業にあつては、運輸局管内において発生した事故で、鉄道事故等報告規

則第3条第2項の運転事故に該当するもの

- ③自動車運送事業にあつては、運輸局管内に使用の本拠を有する事業用自動車に係る事故であつて、自動車事故報告規則第2条に該当するもの
- ④海上運送事業又は内航海運業にあつては、事故又は輸送障害で、船員法第19条第1号に規定するもの及び自らの責に期すべきもののうち事故の被害が大きく社会的道義的責任を有すると認められる事故、反復継続して発生した責任事故又は社会的影響が大であると認められる事故
- ⑤その他の事業にあつては、社会的に影響が大きいと認められる事故
- ⑥運輸局長が別に定める事故

ロ 地域において実施される「事故防止キャンペーン」等に積極的に参画するなど交通安全思想の普及に貢献したこと。ただし、原則として地方自治体、警察本部等から表彰等を受けていること。

ハ 安全対策の徹底等により荷主や社会に対し多大な貢献をしている貨物自動車運送事業者の事業所のうち、安全性優良事業所表彰規程（平成26年3月31日国自貨第146号）及び安全性優良事業所表彰における地方運輸局長表彰の取扱規程（平成26年3月31日国自貨第147号）に定められた基準を満たしていること。

ニ 地震等災害時において緊急輸送、復旧事業等への積極的な取組み、支援等を行ったこと。

## (2) 環境対策への貢献

イ 鉄道関係事業にあつては、環境に配慮した鉄道車両の開発・導入、鉄道運行等を積極的に行っていること。

ロ 自動車運送事業にあつては、保有車両のうち次に掲げる両数以上の国が指定する低公害車を導入していること。

- ① 乗合・貸切旅客自動車運送事業（バス） 20両又は保有車両数の10%
- ② 乗用旅客自動車運送事業（タクシー） 2両又は保有車両数の10%
- ③ 貨物自動車運送事業（トラック） 保有車両数50両以下の事業者は3両、保有車両数51両以上の事業者は保有車両数の5%

ハ 自動車運送事業にあつては、エコドライブ又は他の道路への迂回等排出ガス対策への積極的な取組みを行っていること。

ニ 自動車整備事業等にあつては、表彰を行おうとする年の前の2年間において別表第5の遵守すべき事項を遵守し、また、貢献事項を積極的に行うとともに、表彰を行おうとする年の前年度の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量が、別に定める削減率等の基準を達成しており、かつ、支局長表彰を連続して2年受けていること。

ホ 海事関係事業にあつては、環境に配慮した船舶内燃機関の開発、船舶運航等を積極的に行っていること。

ヘ 資源の消費抑制・循環利用などにより環境への負荷の軽減に努め、大気汚染や騒音などによる地球環境対策への取組み・支援等を積極的に行っていること。

## (3) 福祉・バリアフリー対策への貢献

イ 自動車運送事業にあつては、ノンステップバス、車椅子対応型バス・タクシー等の導入又は、乗務員に対する介護ヘルパーの資格取得、介護教育等に積極的に取り組んでいること。

ロ 鉄道事業、索道事業、自動車運送事業、ホテル・旅館事業、海上運送事業又は造船事業にあつては、高齢社会に対応した各種施設等のバリアフリー化に積極的

に取り組んでいること。

- ハ 福祉活動等に積極的に参画し、地域振興に著しく貢献したこと。ただし、原則として福祉関係施設等から表彰等を受けていること。

(4) 地域交通の活性化等への貢献

- イ TDM実証実験への参画又は支援等を積極的に行っていること。
- ロ 生活路線の運行（運航）又は支援等を積極的に行っていること。
- ハ 中心市街地活性化の推進に積極的に取り組んでいること。

(5) 物流事業の効率化、発達改善等への貢献

- イ 従来の貨物の輸送・保管といった作業分野にとらわれず、物流業務と連携したネット販売、物流情報サービスなど事業の枠組みを拡大するような新規事業の開拓に貢献していること。
- ロ 単なる作業の効率化のみでなく、調達・生産から販売に至るトータル物流の効率化方策を企画提案し、従来の物流の流れを大幅に改善するシステムを構築していること。
- ハ モーダルシフト、共同配送、空港を利用した物流システムの構築等先駆的、効率的物流システムを構築し、地域間又は都市内物流の効率化、地域振興に貢献、寄与していること。
- ニ ハに掲げるものの他、情報技術の活用による企業内物流の効率化等先駆的、効率的物流システムを構築し、他の物流事業者の参考となるような物流管理の効率化の実現に貢献していること。

(6) 観光の振興への貢献

- イ 観光ルートの設定、案内所の整備、支援等に積極的に取り組み、観光を通じた地域振興に寄与していること。
- ロ 外国人観光客向けのサービス展開、支援等に積極的に取り組み、国際観光に寄与していること。
- ハ 観光の広報事業等を通じた地域の紹介に積極的に取り組んでいること。

(7) 利用者利便の向上への貢献

- イ ICカードの導入、情報提供システムの構築等先駆的事業の実施等による利便性の向上又は支援等を積極的に行っていること。
- ロ 直通乗り入れその他の交通機関間の乗り継ぎのための施設改善など旅客利便の向上に取り組んでいること。
- ハ その他利用者利便向上のため創意工夫し、他の事業者の模範となるような取り組みを積極的に行っていること。

(8) 自動車の整備・販売事業の的確かつ健全な運営及び行政の円滑な実施への貢献

- イ 自動車整備技術の向上に積極的に取り組むとともに、監査等の結果が別表第6の基準を満たす優良な事業場であること。

ただし、既に運輸局長の表彰を受けているものにあつては、当該表彰の年から起算して5年間は表彰の対象としない。

- ロ 自動車販売店及び自動車販売店を会員とする団体のうち、自動車登録業務の月末集中の解消及び平準化に関し、次のいずれかに該当すること。

① 4月から翌年3月までの新車新規登録件数の割合が、毎月、上旬が3割以上、

- 中旬が3割以上、下旬が4割以下、かつ、月末稼働5日間で3割以下であること。
- ② 支局長表彰を3年連続して受けており、かつ、支局長から上記に準ずるとして上申があること。

(9) 海事振興への貢献

- イ 海の月間、海の日等の行事に積極的に協力し、海事思想の普及に取り組んでいること。
- ロ ボートユーザーへの啓蒙等に積極的に取り組み、プレジャーボートの適正な利用を通じた海洋レクリエーションの健全な発達に寄与していること。

(10) 交通運輸・観光事業の持続可能なサービス確保等への貢献

- イ 人材確保について、採用活動の工夫、職場環境の整備、多様な人材の活用、人材の受入・送出等に積極的に取り組み、採用人数の確保、雇用の維持・安定を実現していること。
- ロ 人材育成について、教育・支援体制の充実、技術力の向上、技術・技能の継承等に積極的に取り組み、専門性、スキル等を有する人材の育成を実現していること。
- ハ 感染症の世界的なまん延など社会経済情勢の大きな変化に対応した取り組みを積極的に行い、持続可能なサービス確保等への貢献が顕著であること。

第5条 表彰の推薦は、原則として支局長又は関係部長が行うものとし、前条に該当する事業者等があると認めるときは、第7条に規定する表彰月の前々月末日までに、次の各号に掲げる書類を添えて運輸局長あて正副2通を提出するものとする。

ただし、第4条第1号ハに該当する場合は、次の各号に掲げる書類にかえて、安全性優良事業所表彰実施に係る様式及び記載例等に係る細部取扱（平成26年3月31日 国自貨第147号）に掲げる書類を提出するものとする。

なお、電子媒体による提出も可とし、その場合は電子メールその他適当な方法で電子データ形式を提出するものとする。

- (1) 「中部運輸局優良事業者等表彰候補者調書」（様式1）
- (2) 「推薦書」（様式2）
- (3) 「事業等概要書」（様式3）
- (4) 「無事故等報告書」（様式4）
- (5) 「月別登録実績一覧表」
- (6) その他参考となる資料

2 前項の「推薦書」（様式2）については、関係団体等からの推薦によらない場合は省略することができる。また、第4条第1号イに規定する「運転事故」については「運転無事故報告書」（様式4）による報告をすることにより「事業等概要書」（様式3）を省略することが出来る。また、第4条第2号ニの自動車整備事業であって認証、指定又は認定を受けている者及び第4条第8号イの「優良な事業場」にあつては、「事業等概要書」（様式3）を省略することができる。

3 第1項第5号「月別登録実績一覧表」は第4条第8号ロにより表彰を受けようとする場合に提出するものとする。

第6条 前条の規定による推薦を行う場合は、第4条に該当する事業者等であり、かつ、次の基準に該当するものであることを確認して行うものとする。

ただし、第4条第1号ハに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 自動車運送事業にあつては、過去1年以内（表彰日から起算）に第4条第1号イの運転事故を惹起していないこと。
- (2) 過去1年以内（表彰日から起算）に事業に関する支局長若しくは運輸局長警告又は勧告、自動車その他輸送施設の停止以上の処分、運行管理者資格者証返納命令又は整備管理者の解任命令並びに輸送の安全確保に関する要請・警告を受けていないこと。

第7条 表彰は、原則として鉄道関係事業、自動車関係事業又は観光関係事業に係る者については毎年10月に、海事関係事業に係る者については7月に行うものとする。  
ただし、表彰内容等により、個別に表彰を行う必要がある場合は、この限りでない。

第8条 支局長又は事務所長において、前7条に準じて表彰を行うことができるものとする。

第9条 表彰を受けた者については、中部運輸局のホームページで優良事業者として掲載する。  
ただし、掲載後、事業に関する支局長若しくは運輸局長警告又は勧告、自動車その他の輸送施設の停止以上の処分、運行管理者資格者証返納命令又は整備管理者の解任命令並びに輸送の安全確保に関する要請・警告を受けた場合は、削除する。

第10条 部外の事業者又は団体で、運輸業務に貢献しその功績顕著なるものに対しては、第2条の規定を準用して表彰することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この達は、平成14年4月1日から施行する。  
(旧達の廃止)
- 2 次の各号に掲げる達は、廃止する。
  - (1) 中部運輸局運転無事故表彰規則（昭59.7.1中運達21号）
  - (2) 中部運輸局自動車販売関係優良事業者表彰規則（平8.12.26中運達第12号）
  - (3) 中部運輸局自動車分解整備事業表彰規則（昭59.7.1中運達第29号）  
(経過措置)
- 3 本規則第4条（8）イ及びロに係る平成14年度の表彰については、本規則第7条の規定にかかわらず、平成14年6月30日までにを行うことができるものとする。

附 則（平成16年8月2日中運達第2号）

この達は、平成16年8月2日から施行する。

附 則（平成17年3月14日中運達第7号）

- 1 この達は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度における海事関係者の表彰推薦の提出期限は平成17年6月10日とする。

附 則（平成19年6月19日中運達第2号）

- 1 この達は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 17 日中運達第 14 号）

- 1 この達は、平成 21 年 3 月 17 日から施行する。ただし、改正前の第 4 条（8）イの平成 20 年の実績に基づく平成 21 年度の表彰については従前のおりとする。

附 則（平成 23 年 9 月 27 日中運達第 10 号）

- 1 この達は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。なお、第 4 条（2）ニにおいて遵守すべき事項を定めた別表第 5 のうち、「温暖化防止対策」に関する項目（二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量の把握等）については、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。また、改正後の第 4 条（2）ニに基づく運輸局長表彰については、平成 26 年度より実施する。ただし、平成 26 年度にあっては、改正前の第 4 条（2）ニの規定を満たす事業者等についても運輸局長表彰の対象とする。
- 2 第 4 条（2）ニに規定のある「別に定める削減量」については、平成 25 年度中に別途、具体的な数値等を示すものとする。

附 則（平成 26 年 5 月 9 日中運達第 1 号）

- 1 この達は、平成 26 年 5 月 12 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 30 日 中運達第 17 号）

- 1 この達は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 27 日 中運達第 2 号）

- 1 この達は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 10 月 14 日 中運達第 7 号）

- 1 この達は、令和 3 年 10 月 14 日から施行する。

別表第1（鉄道事業）

年間平均列車走行キロ		所定期間
	3万キロメートル未満	5年
3万キロメートル以上	30万キロメートル未満	3年
30 "	300 "	2年
300 "		1年

備考

鉄道事業を経営する者の表彰所定期間は、上記の左欄の年間走行キロに相当する右欄の期間とする。なお、営業キロが長大な事業者については、営業区域を分けて取り扱うことができる。

別表第2（索道事業）

所定期間
5年
(期間を限って運行する事業者は5シーズン)

別表第3（自動車運送事業）

事業種別 使用車両数	所 定 期 間	
	一 般 乗 合 一 般 貸 切	そ の 他
10両まで	4年	6年
11両～30両	3年	5年
31両～50両	3年	4年
51両～100両	2年	3年
101両～300両	1年	2年
301両以上	1年	1年

備 考

- 1 一般乗合旅客自動車運送事業と一般貸切旅客自動車運送事業をあわせて経営する事業者の使用車両の数は、その合計をもって当該事業者の使用車両の数とする。
- 2 上記以外の自動車運送事業については、当該事業種別ごとの使用車両の数とする。
- 3 期間中使用車両の数に変更のあった場合は、期間満了日の使用車両の数に該当する期間とする。

別表第4（海上運送事業及び内航運送業）

所 定 期 間
5 年



別表第5（環境対策への貢献関係）

項目	基準	事業場の区分						
		整備事業			販売事業			
		分解	車体	電装	自動車	タイヤ	部品	
遵守	フの・ロ回破 ン収壊	整備過程において、フロンを大気に放出することなく、回収・破壊を適正に処理していること。	○	○	○	○		
	使自適 用動正 済車処 すみの理	1 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年7月12日法律第87号）及び関係法令を遵守し、次のいずれかに該当すること。 (1) 「引取業者」又は「フロン類回収業者」の登録を行い、適正に取り扱っていること。 (2) 上記事業者に登録していない場合には、使用済み自動車を全て上記事業者へ引き渡していること。	○	○		○		
き 事 項	廃適 部正 品処 等理 の	1 産業廃棄物の処理について、自治体の許可を得た委託業者と契約していること。	○	○	○	○	○	○
		2 マニフェストの交付・照合・管理を確実にしていること。	○	○	○	○	○	○
		3 廃部品（鉄屑、ガラス等）を確実に管理し、適正に処理していること。	○	○	○	○		○
		4 廃タイヤ、廃バッテリーを適正に処理していること。	○	○	○	○	○	○
		5 廃ラジエーター液を適正に処理していること。	○	○	○	○		○
		6 廃油、廃塗料、廃シンナーを適正に処理していること。	○	○		○		
騒・適 音汚正 防水処 止等理	騒・適 音汚正 防水処 止等理	1 ダイオキシンの原因となる廃棄物を焼却していないこと。	○	○	○	○	○	○
		2 一般廃棄物を適正に処理していること。	○	○	○	○	○	○
		3 事業場の整理整頓に努め、騒音、振動、悪臭防止等の環境保全対策を施していること。	○	○	○	○	○	○
		4 洗車場（浄化槽を含む。）の管理を適正に行っていること。	○	○		○		
リル使 サ部用 イ品 クの	リル使 サ部用 イ品 クの	1 リサイクル部品について、使用状況の把握を行っていること。	○	○	○	○	○	○
		2 リサイクル部品（リユース、リビルト部品）の活用を促進するための適切な措置がされていること。	○	○	○	○	○	○
貢 献 化 防 止 事 策 項	C 削 O 減 温 2 に 暖 のつ 排 な 出 が 止 量 対 取 策 り 組 み	1 CO <sub>2</sub> の排出量を把握していること。	○	○	○	○	○	○
		2 低燃費車の導入、エコドライブの実践等に積極的に取り組んでいること。	○	○	○	○	○	○
		3 エアコンプレッサの圧縮エア漏れの防止体制を構築していること。	○	○	○	○	○	○
		4 車両等の洗車時に節水の実施体制を構築していること。	○	○	○	○	○	○
		5 温水洗車機の灯油使用量の削減体制を構築していること。	○	○		○		
		6 適切な室温の設定・管理体制を構築していること。	○	○	○	○	○	○
		7 照明電力の削減体制を構築していること。	○	○	○	○	○	○
		8 省エネ機器の活用体制を構築していること。	○	○	○	○	○	○
		9 不要な電源オフの実行体制を構築していること。	○	○	○	○	○	○
		10 待機電力の削減体制を構築していること。	○	○	○	○	○	○
		11 CO <sub>2</sub> 削減に効果のある点検整備について広報（ポスター、チラシ、口頭等）を行っていること。	○	○	○	○	○	○
教育等 事 業 取 組	教育等 事 業 取 組	1 環境に関する社内研修・会議等を定期的で開催し、会議等で提案された改善対策が確実に実行されていること。	○	○	○	○	○	○
		2 事業者が事業を継続するうえで環境対策の考え方や現在及び将来の取り組みについて公表していること。	○	○	○	○	○	○
		2 中部運輸局が行うエコキャンペーン等に積極的に参加していること。	○	○	○	○	○	○

別表第6（自動車整備・販売事業の的確かつ健全な運営及び行政の円滑な実施への貢献）

優 良 自 動 車 整 備 事 業	
対 象 事 業 場	<p>○認証を受けた日又はその地位を承継した日、若しくは指定自動車整備事業の事業場あつては指定を受けた日（廃止新規を除く。）の翌年から起算して3年を経過していること。</p>
事 業 内 容 等	<p>○表彰を行う年の前3年間において、次の事項に該当していること。</p> <p>①指定自動車整備事業の事業場にあつては、保安基準適合証の交付件数が年間120件以上（普通自動車（大型・中型）及び大型特殊自動車にあつては3両に換算する。）であること。</p> <p>②①以外の事業場にあつては、点検・整備を行い、かつ、検査を申請（保安基準適合証によるものを除く。）した自動車について、次の条件を満足していること。</p> <p>ア、検査申請数が年間70両以上（自動車点検基準「別表第3」による分解整備記録簿を提示して受検した車両にあつては3両に換算する。）である。</p> <p>イ、検査の結果、限定自動車検査証の交付に至ったもの及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程5-4-1-2により使用停止の通知があつたものが総検査申請数の1パーセント以下である。</p> <p>③中部運輸局自動車整備事業監査実施要領に基づく監査の結果が良好であること。</p> <p>④自動車整備技術の向上を図るための具体的取り組みをしていること。</p> <p>⑤整備主任者研修等各種研修、講習への出席状況が良好であること。</p> <p>⑥運輸局等が実施する各種調査の報告状況が良好であること。</p> <p>⑦運輸局等が主催する各種運動（街頭検査を含む。）に積極的に取り組んでいること。</p> <p>⑧道路運送車両法をはじめとする関係法令及び通達等が遵守されていること。</p> <p>⑨自動車使用者等からの苦情を適切に処理し、良質なサービスを提供していること。</p> <p>⑩事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていること。（表彰を行う年の前年のみ）</p> <p>⑪安全な整備作業を確保するための対策を行い、かつ、事故がないこと。</p> <p>⑫事業場は清潔であり、整理・整頓に努めていること。</p>

様式 1

中部運輸局優良事業者等表彰候補者調書

所属部署

事業者名 (団体名)	(名 称) (住 所)
代表者名	
功績の概要	
功績の内容	
備 考	

様式 2

推 薦 書

住 所  
名 称  
(団体名)  
代表者名

上記の者は .....

..... 他の模範と認められるので、中部運輸  
局長表彰を授与されたく、関係書類を添えて推薦いたします。

年 月 日

推薦者  
(団体名)  
の長  
(事業者)  
代表者

中 部 運 輸 局 長 殿

様式 3

事業等概要書

年 月 日現在

会社名 (団体名)	
設立年月日	
資本金 (出資金)	
役員構成	
従業員数	
事業概要	
備考	

注：備考欄には、事業種ごとの特記事項（上記項目以外の事項）及び表彰候補者として参考となる事項（詳しい事業内容等）について記述して下さい。

様式 4

無事故等報告書

年 月 日

中部運輸局長 殿

住 所  
氏名又は  
名 称

当社は下記のとおり中部運輸局優良事業者等表彰規則第4条第1号イの事故がないことを報告します。

1 報告者の事業の種別	
2 所定無事故期間（走行キロ）	年 キロメートル
3 無事故起算年月日	年 月 日
4 無事故期間満了年月日	年 月 日
5 無事故期間満了日の使用車両の数	両
6 その他の事故等	無・有（内容： ）
備 考	

- 注 1 鉄道事業については、第5項は記入する必要がない。  
 2 索道事業については、第2項の（走行キロ）キロメートル及び第5項は記入する必要がない。  
 3 自動車運送事業については、第2項の（走行キロ）キロメートルは記入する必要がない。  
 4 海上運送事業及び内航海運業については、第2項の（走行キロ）キロメートル及び第5項は記入する必要がない。

中部運輸局優良事業者等表彰規則による運輸局長が別に定める事故の範囲について

平成14年 3月19日  
中運総人第794号の2

中部運輸局優良事業者等表彰規則（平成14年中運達第9号）第4条1号イ⑥の規定に基づき運輸局長が別に定める事故等を下記のとおり定める。

記

1 鉄道関係

中部運輸局管内において、列車の運転に係る事故、輸送障害又は事態で次の各号の一に該当するもの。

- (1) 列車の乗客に死亡者を生じた運転事故
- (2) 鉄道運転事故等報告書等の様式を定める告示（13年国土交通省告示第1387号）及び軌道事故等報告規則（62年運輸省・建設省告示第1号）に基づく第2号様式により届出ることとなるもののうち原因大別が次に掲げるものの一に該当する輸送障害
  - ア 鉄道係員に係るもの
  - イ 車両・鉄道施設に係るもののうち本線を3時間以上にわたり支障したもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、社会的影響が大であると認められる運転事故、輸送障害又は事態

2 索道関係

中部運輸局管内において索道の運転に係る事故又は事態で次の各号の一に該当するもの。

- (1) 乗客に死亡者を生じた運転事故
- (2) 前各号に掲げるもののほか、社会的影響が大であると認められる運転事故及び事態

3 自動車関係

中部運輸局管内に使用の本拠を有するすべての事業用自動車に係る事故で次の各号の一に該当するもの

- (1) 無免許（無資格を含む）運転による事故
- (2) 飲酒運転による事故
- (3) 事故の被害が大きく、社会的道義的責任を有すると認められる事故
- (4) 反復、継続して発生した責任事故
- (5) 前各号に掲げるもののほか、社会的責任が大であると認められる事故